

社会保障と税の一体改革で負担はどれだけ増えるのか

野田首相就任時（2011年度）と消費税増税後（2016年度）を比較する

～ 現役サラリーマン世帯のケース ～

（内閣官房による各種負担増の試算より作成）

年収額	40歳未満の単身				40歳以上の夫、専業主婦				40歳以上の夫、専業主婦、小学生の子ども2人				
	300万円	500万円	700万円	900万円	300万円	500万円	700万円	900万円	300万円	500万円	700万円	900万円	
税と社会保障保険料負担増	消費税	6.3万円程度	8.6万円程度	8.6万円程度	11万円程度	8.6万円程度	11.5万円程度	13.9万円程度	16.1万円程度	8.2万円程度	11.5万円程度	14.3万円程度	16.6万円程度
	所得税(年少扶養控除の廃止)	0万円程度	0万円程度	0万円程度	0万円程度	0万円程度	0万円程度	0万円程度	0万円程度	0万円程度	0万円程度	0万円程度	0万円程度
	住民税(年少扶養控除の廃止)	0万円程度	0万円程度	0万円程度	0万円程度	0万円程度	0万円程度	0万円程度	0万円程度	7.1万円程度	7.35万円程度	6.6万円程度	6.6万円程度
	所得税(復興特別所得税)	0.13万円程度	0.33万円程度	0.79万円程度	1.46万円程度	0.09万円程度	0.25万円程度	0.63万円程度	1.3万円程度	0.09万円程度	0.25万円程度	0.63万円程度	1.3万円程度
	住民税(復興財源の住民税均等割)	0.1万円程度	0.1万円程度	0.1万円程度	0.1万円程度	0.1万円程度	0.1万円程度	0.1万円程度	0.1万円程度	0.1万円程度	0.1万円程度	0.1万円程度	0.1万円程度
	年金保険料	2.8万円程度	4.4万円程度	6.2万円程度	6.6万円程度	2.8万円程度	4.4万円程度	6.2万円程度	6.6万円程度	2.8万円程度	4.4万円程度	6.2万円程度	6.6万円程度
	医療保険料	1.9万円程度	3.2万円程度	4.5万円程度	5.8万円程度	1.9万円程度	3.2万円程度	4.5万円程度	5.8万円程度	2万円程度	3.2万円程度	4.5万円程度	5.8万円程度
	介護保険料	—	—	—	—	0.4万円程度	0.7万円程度	1万円程度	1.3万円程度	0.4万円程度	0.7万円程度	1万円程度	1.3万円程度
給付	子ども手当・児童手当	—	—	—	—	—	—	—	—	▲ 3.6万円	▲ 3.6万円	▲ 3.6万円	▲ 3.6万円
負担増分の合計(年額)		11.23万円程度	16.63万円程度	20.19万円程度	24.96万円程度	13.89万円程度	20.15万円程度	26.33万円程度	31.2万円程度	24.29万円程度	31.1万円程度	36.93万円程度	41.9万円程度

(注1) 消費税について

- ① 現役夫専業主婦子供二人世帯に関する消費税については、平成21年全国消費実態調査における二人以上勤労者世帯のうち、夫婦と未婚の子供のみの世帯で世帯主のみが有業者の世帯に関する子供の数・年間収入階級別1世帯あたり支出額に基づき推計。
- ② 現役単身世帯に関する消費税については、単身男性勤労者世帯の年間収入階級別1世帯あたり支出額に基づき推計。ただし、統計上、非課税支出を含む支出項目の詳細が示されていない支出については、より詳細な支出項目の統計がある二人以上勤労者世帯の支出統計における支出割合を用いて推計を行っている。
- ③ 2016年の消費税については機械的に10/5倍したものの。

(注2) 所得税-住民税について

- ① 上記表中には復興特別所得税及び復興財源確保のための個人住民税均等割の税率の臨時的な引上げ分は含まれていない。
- ② 住民税については、標準税率(所得割10%、均等割4,000円)を基に計算している。

(注3) 年金保険料について

- ① 年収/12から標準報酬を求め計算
- ② 厚生年金保険料率は以下の通りで計算(労使折半のため、本人負担は半分) 2011年4月～16.058%、10月～16.412%、2016年4月～17.828%、10月～18.182%。
- ③ 厚生年金保険料は、平成16年改正により、毎年9月に0.354%ずつ引き上げられ、平成29年9月に18.3%で固定される

(注4) 医療保険料について

- ① 2011年度は実績値を使用。2016年度については、厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計の改定について」(平成24年3月)の数値を使用(ただし2016年度の推計値はないため、2015年度の推計値を2016年度のものとして使用)。
- ② 協会けんぽの保険料は、2011年度は9.5%、2016年度は10.8%を用いて、保険料率×世帯年収÷2として算定した。

(注5) 介護保険料について

- ① 2011年度は実績値を使用。2016年度については、厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計の改定について」(平成24年3月)の数値を使用(ただし2016年度の推計値はないため、2015年度の推計値を2016年度のものとして使用)。
- ② 保険料率(2011.4:1.5%、2016.4:約1.8%程度)×世帯収入÷2。
- ③ 介護保険料は40歳から設定されている。

(注6) 子ども手当・児童手当について

2011年度の支給額は、年度前半は小学生1人当たり1.3万円/月、年度後半は小学生1人当たり1.0万円/月で算定。

(※) 端数処理のため、合計が一致していない